

○社会福祉法人中間市社会福祉評議会評議員の報酬等に関する規程

平成 29 年 5 月 19 日規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 5,000 円を支給する。

2 評議員会出席以外で職務を行ったときにも報酬を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 評議員が、その職務のため、評議員会に市内から出席したときは、旅費を支給しない。

ただし、評議員が、市外から出席したときは実費を支給する。

2 評議員会出席以外に例えば、職務のため市外に出張したとき支給する旅費の額は、役員等旅費支給規程（昭和 52 年 10 月 27 日規程第 2 号）に基づき、支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○社会福祉法人中間市社会福祉評議会役員の報酬等に関する規程

平成 29 年 5 月 19 日規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員が、その職務のため、理事会に出席したときは、報酬として日額 5,000 円を支給する。

2 理事会出席以外で職務を行ったときにも報酬を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員が、その職務のため、理事会に市内から出席したときは、旅費を支給しない。ただし、役員が、市外から出席したときは実費を支給する。

2 理事会出席以外に例えば、職務のため市外に出張したとき支給する旅費の額は、役員等旅費支給規程（昭和 52 年 10 月 27 日規程第 2 号）に基づき、支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○社会福祉法人中間市社会福祉評議会役員（会長）の報酬に関する規程

平成 29 年 3 月 27 日規程第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人中間市社会福祉協議会会長の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 会長の報酬は月額 60,000 円とする。

2 報酬の計算期間は月の 1 日から末日までとし、支給日は毎月 20 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 役員任期満了、辞職、失職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず、その際支給する。

4 1 月に満たない期間の報酬は、日割り計算により支給する。

5 正当な理由なく、当該月に 1 度も職務に従事しなかったときは、報酬を支給しない。

（旅費）

第 3 条 役員が、公務のため市外に出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、中間市社会福祉協議会職員の旅費に関する規則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 3 号）を準用する。

（費用弁償）

第 4 条 役員費用弁償については、職務の都度および部会・委員会等に出席した場合は一日につき 1,000 円を支給する。

（報酬等の支給方法）

第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第 6 条 本会はこの規程をもって、社会福祉法 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。